

# 令和6年度「アルバイトの労働条件を確かめよう！」 キャンペーンが実施されています

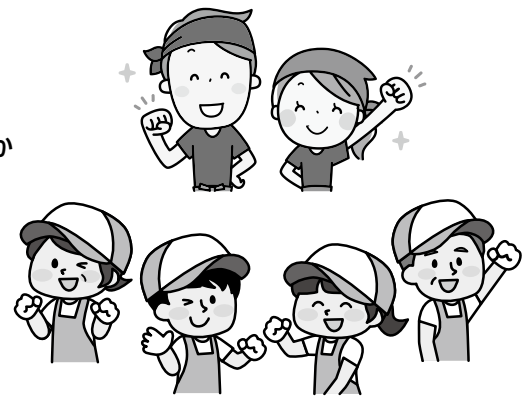
## 「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンとは

全国の学生等を対象に、新入学生等がアルバイトを始めるであろう4月1日から7月31日までの間、自らの労働条件の確認を促すことなどを目的とした厚生労働省発のキャンペーンです。平成27年度から実施しており、今年で10回目となります。ここでは、特に事業主が留意すべき項目についてまとめます。

## 重点確認ポイント

(1) 書面による労働条件明示を行っているか  
特に次の7項目については必須です。

- ①労働契約の期間
- ②契約更新の有無・条件等
- ③業務内容・場所等
- ④勤務時間や休憩・休暇等
- ⑤賃金の額・支払い方等
- ⑥退職・解雇について
- ⑦無期転換申込みに関する内容



(2) 学業とアルバイトが両立できるようなシフト管理になっているか  
使用者が一方向的に急なシフト変更を命じることはできません。

(3) 労働時間管理が適正に行われているか  
アルバイトにも残業手当の支払いは必要です。

(4) 商品を強制的に買わせていないか

本人が希望して商品を購入した場合でも、賃金から一方的に商品代金を差し引くことは、労基法違反となります。

(5) 遅刻や欠勤等に対して罰金や損害賠償額を設定していないか

遅刻や無断欠勤等、規律違反をしたことへの制裁として賃金の一部を減額する場合でも、無制限に減額することはできません。1回の減給金額は平均賃金の1日分の半額を超えてならず、また、複数にわたる違反があったとしても、減給の総額が一賃金支払期における金額（月給制なら月給の金額）の10分の1以下でなくてはなりません。

## キャンペーン実施項目

(1) 厚労省の実施事項

大学等にリーフレットやポスターを送付し、新入学時のガイダンス等での配布やホームページへの掲載依頼、事業主団体への周知、各都道府県および政令市への協力依頼、弁護士や社労士等の関係士業団体等への周知・協力を依頼します。

(2) 各都道府県労働局の実施事項

大学等での出張相談を行ったり、各都道府県労働局および各労基署にある総合労働相談コーナーに「若者相談コーナー」を設置したりするほか、事業主等に対するリーフレットの配付等を行います。

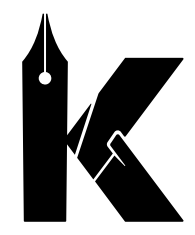
【厚生労働省リーフレット「事業主の皆さんへ アルバイトの労働条件を確かめよう！キャンペーン実施中!」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/001221083.pdf>

令和六年五月発行

五月号

発行所

社会保険労務士法人  
長崎市興善町四番二番  
TEL(095)390007  
FAX(095)390007  
金原事務所



所報

# かなはら

令和6年 5月

社会保険労務士法人  
金原事務所

## 労働保険の年度更新について

### 1. 労働保険の年度更新とは

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間(これを「保険年度」といいます)を単位として計算されることになっており、その額はすべての労働者(雇用保険については被保険者)に支払われる賃金の総額に、その事業ごとに定められた保険料率を乗じて算定することになっております。

労働保険では、保険年度ごとに概算で保険料を納付し、保険年度末に賃金総額が確定したあとに精算するという方法になっています。

したがって、事業主は、前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付、および新年度の概算保険料を納付するための申告・納付の手続きが必要となります。これが「年度更新」の手続きです。

### 2. 年度更新の申告・納付先

「労働保険概算・確定保険料/石綿健康被害救済法一般拠出金申告書」(以下「申告書」といいます)を作成し、その申告書に保険料等を添えて、金融機関(注1)、所轄都道府県労働局及び労働基準監督署(注2)のいずれかに提出する必要があります。

(注1)日本銀行の本店、支店、代理店及び歳入代理店(全国の銀行・信用金庫の本店又は支店、郵便局)。

(注2)黒色と赤色で印刷してある申告書は所轄都道府県労働局又は所轄労働基準監督署へ、ふじ色と赤色で印刷してある申告書は所轄都道府県労働局へ提出してください。

### 3. 労働保険料の延納(分割納付)

概算保険料額が**40万円**(労災保険か雇用保険のどちらか一方の保険関係のみ成立している場合は**20万円**)以上の場合または労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合は、原則として、下記のとおり労働保険料の納付を3回に分割する事ができます。

	前年度以前に成立した事業場			4/1~5/31に成立した事業場			6/1~9/30に成立した事業場	
	第1期	第2期	第3期	第1期	第2期	第3期	第1期	第2期
期間	4.1~7.31	8.1~11.30	12.1~3.31	成立した日~7.31	8.1~11.30	12.1~3.31	成立した日~11.31	12.1~3.31
納期限	7月10日	10月31日	1月31日	成立した日の翌日から50日(注)	10月31日	1月31日	成立した日の翌日から50日(注)	1月31日

※納期限が土曜日に当たるときはその翌々日、日曜日に当たるときはその翌日が納期限となります。

(注) 国税通則法第10条第1項の規定により、年度途中で新規成立した事業場については、期間の算定に初日を算入しません。

労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合には、納期限が10月31日のものについては原則11月14日、納期限が1月31日のものについては原則として2月14日となります。

◎10月1日以降に成立した事業については、延納が認められませんので、成立した日から3月31日までの期間の保険料を一括して納付していただくことになります。

◎有期事業については、事業の全期間が6か月を超え、かつ概算保険料の額が75万円以上のものはおおむね上記に準じた方法で分割納付が認められます。

**お願い** 申告書は、あらかじめ労働保険番号、事業の所在地・名称、保険料率等が印書され、都道府県労働局から各事業主あてに送付されます。  
**届き次第金原事務所までご送付下さい。**

# マイナ保険証をご利用ください

ー 本年12月2日から現行の保険証は発行されなくなりますー

## マイナ保険証を使うメリット

### ① 医療費を20円節約できる

紙の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を**20円節約**でき、自己負担も低くなります。

マイナ保険証の方が  
自己負担も  
低くなるんだ



### ② より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、**身体の状態や他の病気を推測**して治療に役立てることができます。また、**お薬の飲み合わせや分量を調整**してもらうこともできます。

よく覚えてない  
内容もあるから  
助かるわね



\* 災害時でもオンライン資格確認により、お薬情報等の閲覧が可能です。

### ③ 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における**限度額を超える支払が免除**されます。

一度に高額な負担を  
しなくて済むわ



- ・ 本年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、申請いただくことなく「**資格確認書**」が交付され、引き続き、医療を受けることができます（マイナ保険証を紛失等した場合は、保険者に申請いただくことで「資格確認書」が交付されます）。
- ・ 本年12月1日の時点でお手元にある有効な保険証は、12月2日以降**最長、1年間（来年12月1日まで）**使用可能です。

**!** マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

#### STEP1.

### マイナンバーカードを申請

■ 申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請  
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの  
証明写真機からの申請



#### STEP2.

### マイナンバーカードを健康保険証として登録

■ 利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付  
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



## よくあるご質問

### マイナンバーカードは安全なの？

マイナンバーカードのICチップには保険証情報や医療情報自体は入っていません。紛失・盗難の場合はいつでも一時利用停止ができますし、暗証番号は一定回数間違えると機能がロックされます。不正に情報を読みだそうとするとチップが壊れる仕組みもあります。



### マイナンバーカードを健康保険証として利用するためにはどうしたらいいの？

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、ご利用登録が必要です。初めて医療機関を受診していただいても顔認証付きカードリーダーの画面で、そのまま初回の利用登録ができます。



### どうやって受付するの？

マイナ受付は顔認証付きカードリーダーで行います。マイナンバーカードを読み取り口に置くと受付が始まりますので、画面の指示に沿って受付をしてください。



詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認いただけます。

マイナンバーカード 保険証利用

検索



ひと、くらし、あらいのために  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare